

論点4 行政指導の相手方となり得る者について

発信者等の氏名等は不明であるが、ダイレクトメッセージやお問合せフォーム等により、発信者等と連絡ができる場合、府は説示又は助言を行えるか？

【論点整理（案）】

1. 説示又は助言の前置要件としての削除要請

・条例第13条により、「要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合」に説示又は助言を行うことができると規定。

2. プロ責法におけるプロバイダ等（特定電気通信役務提供者）の定義

・「特定電気通信役務提供者」とは、プロバイダ（インターネット上のウェブページやSNS、電子掲示板等不特定の者によって受信されることを目的とする特定電気通信役務（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第三号に規定する役務）を提供する者及びウェブホスティング（データセンターに設置されたサーバコンピュータをインターネットを通じて貸与すること）を行ったり、SNSや電子掲示板等を管理運営する電気通信事業者）及びプロバイダ以外の企業、大学及び個人等をいう。なお、特定の者又は特定の多数の者に同時送信される電子メールやLINE等の通信役務を提供する者は含まない。

3. 行政指導の相手の実在性

・行政指導が、特定の者に一定の作為又は不作為を求めるものである以上、原則として、発信者等の氏名や住所、電子メール等が判明していることが必要と考えられる。

・一方、発信者等が自ら投稿を削除できるプラットフォームの中には、ダイレクトメッセージ等により発信者等に直接連絡がとれるものがある。このような者に行政指導を行うことができるか。

・なお、発信者等以外にも府が説示又は助言を行ったことがわかるコメント欄等への投稿は行わない。